

大情審答申第 356 号
平成 26 年 2 月 21 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 7 月 13 日付け大人事人第 166 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 6 月 21 日付け大人事人第 130 号により行った公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 6 月 7 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 22 年 3 月に東淀川警察署に〇〇された東淀川区役所職員 A の略歴」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、異議申立人は、本件請求を行う以前の平成 24 年 5 月 29 日付けで「区役所に平成 22 年 6 月に在席し、又その前の 3 月 25 日に居酒屋で女子トイレをのぞいた職員 A の略歴」を求める旨の公開請求（以下「関連請求」という。）を行い、平成 24 年 6 月 8 日付けで公開請求拒否決定がなされている。

2 本件決定

実施機関は、本件請求について、公開請求を拒否する理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「大阪市情報公開条例第 9 条に該当
（説明）

本件公開請求には、『平成 22 年 3 月に東淀川警察署に〇〇された』と記載されており、当該公開請求にかかる公文書が存在しているか否かを答えることにより、特定個人に係る個人情報等、条例第 7 条第 1 号に規定する『個人に関する情報であつて、特

別の個人を識別することができる情報』を公開することとなるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 6 月 27 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 公開請求書中の「平成 22 年 3 月に東淀川警察署に〇〇された」との記載部分（以下「本件記載部分」という。）の「〇〇」に、どのような文言が入るかについては、異議申立人にとっては不明であるため、〇〇とぼかしているに過ぎず、本件記載部分は、異議申立人の思い込みによるものである。
- 2 また、大阪市における「略歴」は、「職員情報システム上で管理する情報を出力して作成」されているとのことであるが、また、「職員人事記録調書」を見ても、記載内容のほとんどが採用時からの内部記録である。
- 3 したがって、職員 A が、東淀川警察署から「表彰」されていたとしても、大阪市の内部記録ではないため、「略歴」には記載されないと思われる。
- 4 実施機関は、異議申立人の思い込みによる記載を変に推し量ることなく、本件記載部分を無視して、職員 A の略歴を特定して公開すべきである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件記載部分の〇〇に、どのような文言が入るとしても、本件記載部分がある限り、本件請求に応答するだけで、条例第 7 条第 1 号に該当する情報を公開することとなる。
- 2 本件請求に至る経過として、異議申立人は関連請求を行っている。この経過からも本件記載部分の趣旨が推測される。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、本件記載部分を削除する補正を行えば、対象公文書を特定できる旨の説明を行ったが、異議申立人はこれに応じなかった。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権

利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。

また、第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、第7条各号に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。

もちろん、具体的判断にあたっては、以上の規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することになるとして、条例第9条に基づき本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、実施機関は変な付度をする事なく、異議申立人の真意を理解したうえで、職員Aの略歴を公開することを求めている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件請求に係る公文書の存否を答えることの条例第7条第1号及び第9条該当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 条例第9条の基本的な考え方について

条例第9条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第7条各号（非公開情報）の規定により保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨規定している。

しかしながら、本条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するという例外的な規定であるので、安易な運用は、請求者の公文書公開請求権を侵害することになりかねない。したがって、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を第7条各号の規定の趣旨に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の公開決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないように、特に慎重な運用に努めなければならないと解される。

本条が適用されるためには、①特定の個人を名指しして、または特定の事項（場所や分野）を限定して公開請求がなされているため、非公開決定（当該公文書が存在しないことを理由にする場合を含む。）を行って、その旨を請求者に通知することにより、何らかの情報が明らかになること（以下「要件1」という。）及び②当該情報が条例第7条各号のいずれかに該当すること（以下「要件2」という。）の2つの要件を備えていることが必要であると解される。

(2) 要件1 該当性について

そもそも、職員Aの略歴が存在することは明白であり、仮に実施機関が非公開決

定を行った場合、職員Aについて本件記載部分に係る事実の有無が明らかとなるため、要件1に該当すると認められる。

(3) 要件2該当性について

ア 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができる」と規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

イ 条例第7条第1号本文該当性について

本件記載部分については、個人との関連性を有する情報であって、職員Aの氏名と照合することにより特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第1号本文に該当する情報であると認められる。

ウ 条例第7条第1号ただし書該当性について

本件記載部分中の「〇〇」について、その意味するところが明確でないことから、実施機関は、本件請求について、条例第9条の適用を回避するため、異議申立人に対して、本件記載部分を削除する補正を行えば、対象公文書を特定できる旨を説明したものの、異議申立人はこれに応じなかったとのことである。

また、異議申立人は、異議申立て後も、本件記載部分の「〇〇」にどのような文言が入るかについては、自身にとって不明であるため、〇〇とぼかしているに過ぎず、また、本件記載部分は自身の思い込みによるものである旨を主張している。

異議申立人から協力が得られない以上、当審査会としては、本件記載部分が条例第7条第1号ただし書に該当するか否かを判断することはできない。

エ 以上から、条例第7条第1号に該当する個人情報記載された本件請求に対して、条例第9条に該当すると判断して実施機関が行った本件決定は妥当である。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 55 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 7 月 13 日	諮問
平成 24 年 8 月 9 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 8 月 29 日	異議申立人から意見書の提出
平成 25 年 6 月 26 日	審議（論点整理）
平成 25 年 8 月 7 日	実施機関理由説明
平成 25 年 11 月 29 日	審議（答申案）
平成 25 年 12 月 17 日	審議（答申案）
平成 26 年 1 月 21 日	審議（答申案）
平成 26 年 2 月 21 日	答申